

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

クアラルンプール日本人学校小中学部

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止とさせていただきます。お子様が、学校感染症にかかった場合には、医師から登校可能と言われるまで自宅で療養し、完全に治癒してから登校をお願いします。

御参考までに学校保健安全法に定められたものを付記します。

○感染症及び出席停止の期間の基準（出席停止は欠席にはなりません）

	感染症名	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児にあつては、3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第 3 種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症【溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、手足口病等】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※出席停止の期間については、症状により医師が感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

なお、病気が治り登校する際には、保護者御自身が登校許可届に記入の上、担任まで提出ください。また、病気の状況により医師の証明証を提出していただく場合もあります。

《登校許可届》

クアラルンプール日本人学校校長殿

学部 年 組 氏名 _____

1 病 名 _____

2 病気にかかっていた期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

3 受診していたクリニック・病院 _____

上記の病気のため休みましたが、医師より登校してもよいと言われましたので、御連絡します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印